

# 梅ヶ枝中央会計

Q.1 億円以上の増資・社債発行を検討していますが、金融商品取引法における留意点は何ですか？

A.50名以上に勧誘し、かつ1億円以上の募集・売出しを行う場合は、「有価証券届出書」の作成・提出が必要となり、その後は、上場をしていなくとも「有価証券報告書」を継続して提出する義務があることに留意が必要です。

## 【有価証券届出書(有価証券通知書)の提出義務】

区分	発行(売出)価額の総額		
	1千万円以下	1千万円超～1億円未満	1億円以上
* 募集 (売出し)	不要	有価証券通知書 [府令第4条通知書] [特定府令第5条通知書] (法第4条第6項)	有価証券届出書 (法第4条第1項)
[略号] 法:金融商品取引法、府令:企業内容等の開示に関する内閣府令 特定府令:特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令			

### 【\*の説明】

\* 非開示会社...有価証券報告書を提出していない会社(提出を免除されている会社を除く)

\* 募集...50名以上の者を相手方として、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘を行う場合(法第2条第2項各号に掲げる権利(みなし有価証券)については、その取得の申込みの勧誘に応じることにより500名以上の者が所有することとなる場合)

\* 売出し...50名以上の者を相手方として、既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行う場合(法第2条第2項各号に掲げる権利(みなし有価証券)については、その売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘に応じることにより500名以上の者が所有することとなる場合)

## 【対象となる有価証券とは】

金融商品取引法上(以下金商法という)の有価証券は、同法2条1項及び2項に規定により有価証券とみなされる有価証券表示権利若しくは特定電子記録債権(金商法2条3項)

なお、同法2条1項に掲げられる有価証券は、社債券、新株予約権証券が含まれることに留意が必要です。

## 【募集と私募】

前述の1項有価証券における募集は以下のとおりとなります。

- ・募集...50名以上を相手方として取得勧誘を行う場合。
  - ・金融機関など投資のプロで投資家保護の対象として考える必要のないいわゆる「適格機関投資家」は、このカウントに含めません。
  - ただし、適格機関投資家から一般投資家へ有価証券が譲渡される可能性のある場合には、募集に該当。
  - また、一次取得者が50名未満であっても、そのあと多数の者に譲渡される可能性がある場合にも募集に該当

従って、上記募集に該当しない場合は、一般的に私募となります。

- ・少数(50人未満)の投資家を対象とする「少人数私募」(金商法2条3項2号ハ)
- ・適格機関投資家のみを対象にする「プロ私募」(金商法2条3項2号イ)
- ・特定投資家私募(金商法2条3項2号ロ)

## 【少人数私募の社債について】

少人数私募の要件は、

- 多人数向け勧誘(募集)(金商法2条3項1号)に該当しないこと(人数要件)、
  - 適格機関投資家向け勧誘(私募)(金商法2条3項2号イ)、または特定投資家向け取得勧誘(私募)(金商法2条3項2号ロ)のいずれにも該当しないこと、
  - 当該社債がその取得者から多数の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令(施行令第7条第3号、定義府令第13条第3項1号)で定める場合、
- の3点です(金商法2条3項2号ハ、施行令第1条の6第2号)。

要件(iii)は、有価証券の種類ごとに規定されており、社債について、多数の者に譲渡されるおそれが少ない場合とは、当該社債と同一種類の有価証券が特定投資家向け有価証券ではなく、かつ、以下の(a)(b)(c)の**いずれか**を充足する場合をいいます(告知義務留意が必要です)。

- 転売制限の当該社債券への記載、
- 当該社債の取得者へ交付される書面に転売制限が記載されていること、
- 当該社債が、勧誘の相手方の人数の6ヶ月通算の対象となる同種の新たに発行される有価証券を含めて、49枚以下であること、および当該社債記載の単位未満に分割できない旨の制限の当該社債への記載

## 【新株予約権付社債の券面額について】

社債を株券として変換(現物出資)する際、検査役の要件である5百万円に留意が必要です。